

広島県青少年健全育成審議会の概要

1 設置根拠

広島県青少年健全育成条例第43条（平成26年設置）

2 所管事項

- (1) 青少年の健全育成に有益な映画、演劇及び図書類の推奨
- (2) 青少年に有害な図書類、興行、がん具刃物類、広告物の指定
- (3) 前号の指定の取消し
- (4) 青少年の健全な育成に関する総合的な施策の策定につき必要な事項
- (5) その他青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 組織運営

- (1) 定員 25人以内（現員10人）
- (2) 委員 次の者から知事が任命
 - ・学識経験を有する者
 - ・関係業界を代表する者
 - ・関係行政機関の職員
- (3) 報酬等
 - ・日額10,300円の報酬（令和6年度現在）を支給（行政関係職員を除く）
 - ・会議開催地までの旅費を支給（県規程により算出）
 - ・勤務日数 年2日程度
- (4) 任期
 - 2年（令和6年11月1日～令和8年10月31日）